

三遠南信地域広域連携研究会 報告書

1 趣旨

平成 25 年 10 月に了承された「新 SENA への移行計画書」に加え、昨年 2 月開催の三遠南信サミット in 東三河におけるサミット宣言を踏まえ、広域連合をはじめ、本地域における広域連携強化のあり方に関する研究会を設置した。

2 構成市町村及び構成員

三遠南信地域連携ビジョン推進会議を構成する 35 地方公共団体の広域行政担当課長

【遠州地域】浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、
牧之原市、森町

【南信州地域】飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、
売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、
飯島町、中川村、宮田村

【東三河地域】豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

3 事務局

浜松市、飯田市及び豊橋市で合同構成

4 これまでの取組

平成 28 年	
4 月～6 月	地域内 35 市町村への説明と参加意向確認、研究会の立上げ準備
7 月 15 日	第 1 回三遠南信地域広域連携研究会 [議題：研究会の概要、SENA の現状と課題]
8 月 1 日～	アンケート調査
8 月 15 日	[調査内容：各市町の広域連携状況等について]
10 月 7 日	第 2 回三遠南信地域広域連携研究会 [議題：広域連携体制の概要、本地域における広域連携状況] ・本地域に広域連携強化のあり方を検討するにあたり、「① 本地域に適した広域連携事業」及び「② ①に適した広域連携体制」を研究することとした。
11 月 25 日～	アンケート調査
12 月 9 日	[調査内容：本地域に適した広域連携事業について]
平成 29 年	
1 月 11 日	第 3 回三遠南信地域広域連携研究会 [議題：本地域に適した広域連携事業、三遠南信サミット in 南信州における報告案]
2 月 15 日	三遠南信サミット in 南信州（研究結果報告）

5 研究結果（概要）

研究会では、上記趣旨のもと、現在の広域連携制度等を確認し、本地域における広域連携の実施状況を分析するとともに、本地域に適した広域連携事業とその実施体制に関する研究を行った。その結果は、それぞれ次のとおりである。

(1) 広域連携制度等の概要 《別紙1》

- ・地方自治体間の広域連携は、制度上、地方自治法に基づく「共同処理」と、これ以外の（法に基づかない）「任意の広域連携」の2つに大別される。
- ・このうち、共同処理として、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、連携協約、一部事務組合、広域連合がある。
- ・また、任意の広域連携として、連携中枢都市圏、定住自立圏（いずれも国の要綱に基づくもの）と、各地方自治体が規約や要綱等で設置する連携体制（連絡会議、検討会、研究会など）がある。

※概要（一覧表）は、別紙1を参照。

(2) 本地域における広域連携の実施状況

ア. 本地域における共同処理の実施状況 《別紙2》

- ・本地域で実施している共同処理の件数（実数）は計173件。事務の種類（※）別の共同処理件数（延べ数）では計204件<1,108自治体>となっている。
- ・事務の種類を参加自治体数の多い順で見ると、「13 その他」が570自治体（51.4%）と最も多く、以下、「7 厚生福祉」が248自治体（22.4%）、「8 環境衛生」が78自治体（7.0%）となっている。
- ・「13 その他」の内訳について、「(4)退職手当」は156自治体（27.4%）、「(5)公務災害」は126自治体（22.1%）、「(7)税の滞納処分」は122自治体（21.4%）、「(12)共有財産等の維持・管理」は91自治体（16.0%）が共同処理により対応している。

※「事務の種類」の分類は、総務省「平成28年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を参考とした。

イ. 本地域における任意の広域連携の現状(主なもの) 《別紙3》

- ・本地域における任意の広域連携（主なもの）としては59事業あり、事務の種類で見ると、「13 その他」が35件（59.3%）と最も多く、次に「12 防災」が13件（22.4%）となっている。
- ・「13 その他」の内容は、地域課題の解決に向けた情報交換・調査研究に関するものが多い（10件）。

(3) 本地域に適した広域連携事業と想定される広域連携体制

ア. 本地域に適した広域連携事業(各自自治体アンケート結果) 《別紙4》

- ・本地域に適した広域連携事業について意見の多かった主な分野として、広域観光振興が22自治体、防災体制整備が13自治体、移住・定住促進が5自治体、農産

物販路開拓が3自治体であった。

イ. 想定される広域連携体制について(素案)

- ・これまで実施したアンケート調査から、広域観光振興などについて三遠南信地域における連携ニーズが一定程度高かったことから、これらを踏まえて、下表のとおり4事業をモデル的に抽出し、その事業の実施にあたり想定される広域連携体制のあり方について、以下のとおり整理した。

[モデル事業]

事業名	連携イメージ
広域観光振興事業	三遠南信地域が一体となり、富士山静岡空港やJR飯田線、さらに今後整備が予定されている三遠南信自動車道、リニア中央新幹線などの交通インフラを活かした観光プランの策定やプロモーションを行う。
広域防災体制整備事業	「三遠南信災害時相互応援協定」の実効性確保に向け、広域的な応援実施要綱等の作成や広域応援訓練の実施等による連携体制を構築する。
移住定住促進事業	各地域におけるライフモデルを作成しエリアとしての魅力を高める。併せて、地域一体となった広報活動により発信力の強化を図る。
農産物販路開拓事業	三遠南信地域の多様な農産物や優れた加工技術を活かしたブランド力の向上及び海外販路拡大に向けたプロモーションを行う。

広域観光振興事業

【体制検討上のポイント】

- ・性格上、行政処分など法令等に基づく事務でなく、プロモーション活動などのソフト事業を中心に柔軟に展開する想定となること。
- ・事業の実施に当たっては、行政はもとより、観光関係団体をはじめとした官民連携による推進体制が求められること。
- ・静岡県西部地区観光協議会など、類似の既存組織等との棲み分けや役割分担等が適宜求められること。

【想定される広域連携体制】

(ア)協議会

- ・観光プランの作成と進行管理を協議会により実施することで、広域観点からの事業の総合的かつ計画的展開が期待できる。
- ・議決に基づく規約等を要するため、迅速かつ柔軟な事業展開に支障ある場合があることが課題として想定される。

(イ)事務の委託、機関等の共同設置

- ・特にプロモーション活動等の事業実施に関し、先進自治体への事務委託を行うことで、一体的かつ効率的な事務展開が期待できる。また、東京事務所などの機関等の共同設置により、特に小規模自治体について拠点確保が容易となる。

- ・実施内容等が受託側の自治体次第となるとともに、議決に基づく規約を要するため、迅速かつ柔軟な実施に支障ある場合がある。さらに、委託内容により、私法上の委託契約の方が相応となる場合があり得ることが課題として想定される。

(ウ) 広域連合

- ・広域的計画の策定と進行管理を広域連合により実施することで、広域観点からの事業の総合的かつ計画的展開が期待できる。
- ・市町村に留保する事務との切り分けが曖昧になりやすいとともに、広域連合に移管する事務の内容等により、設置コストが効果に見合わないこと等の懸念がある。

(エ) 任意の連携体制

- ・制度上の制約が少なく、組織体制や事業展開について、柔軟かつ迅速な実施及び変更が可能となる。
- ・静岡県西部地区観光協議会など、類似の既存組織等との棲み分けや役割分担等を検討する必要がある。

広域防災体制整備事業

【体制検討上のポイント】

- ・「三遠南信災害時相互応援協定」に係る応援実施要綱等の作成等（協定の付随事務）に留めるか、事務の範囲を広げ得ることも視野に入れるか。また同協定を締結していない自治体の関与のあり方等をどうするかにより異なる。
- ・災害対応法制では、都道府県と市町村の役割分担が厳密に定められており、3県にまたがる連携の内容により、制度面での検討・調整が相当程度必要なことが想定されること。

【想定される広域連携体制】

(ア) 広域連合

- ・協定の付随事務に留まらず、必要な防災関係事務まで対象を広げ、広域計画において広く地域防災対応に関し定めることで、総合的かつ計画的な広域防災対応が期待できる。また、広域連合とすることで、県からの関係事務権限の移譲の受け皿となることができる。
- ・協定の付随事務はもとより、広域連合に移管する事務の内容等により、設置コストが効果に見合わないとともに、総務大臣の設置許可が得られない懸念がある。

(イ) 任意の連携体制

- ・現在の災害対応法制の枠組みのもと、差し当たり運用ベースで実務上の調整を簡易かつ柔軟に行うことが期待できる。
- ・現時点では、連携による効果が協定の実効性確保に留まるとともに、協定未締結自治体が参加する余地がないこと。

移住定住促進事業

【体制検討上のポイント】

- ・性格上、プロモーション活動などのソフト事業を中心としつつ、移住定住希望者のニーズに柔軟に対応する想定となること。
- ・事業の実施に当たっては、行政はもとより産業界など官民連携による推進体制が求められること。
- ・個々の自治体だけでなく地域全体の視点に立ちつつ、実際の生活がイメージできる形で、訴求力ある形で効果的な事業展開が求められること。

【想定される広域連携体制】

(ア)事務の委託、機関等の共同設置

- ・特にプロモーション活動等の事業実施に関し、先進自治体への事務委託を行うことで、一体的かつ効率的な事務展開が期待できる。また、東京事務所などの機関等の共同設置により、特に小規模自治体について拠点確保が容易となる。
- ・実施内容等が受託側の自治体次第となるとともに、議決に基づく規約を要するため、迅速かつ柔軟な実施に支障ある場合がある。さらに、委託内容により、私法上の委託契約の方が相応となる場合があり得ることが課題として想定される。

(イ)任意の連携体制

- ・制度上の制約が少なく、組織体制や事業展開について、柔軟かつ迅速な実施及び変更が可能となる。また、連携中枢都市圏や定住自立圏を活用することで、地域全体での視点のもと生活関連機能サービスの提供や各自治体の役割等が明確化されるとともに、国による財政措置（交付税）が期待できる。
- ・任意の連携体制では、連携内容が部分的なものに留まる可能性がある。また連携中枢都市圏等の場合、他分野にも連携が必要なことや、連携協約の締結など体制構築までに相当の時間と労力を要し、柔軟性と迅速性に欠ける懸念がある。

【農産物販路開拓事業】

【体制検討上のポイント】

- ・性格上、行政処分など法令等に基づく事務でなく、プロモーション活動などのソフト事業を中心に柔軟に展開する想定となること。
- ・事業の実施に当たっては、行政はもとより、農業生産者をはじめとした官民連携による推進体制が求められること。

【想定される広域連携体制】

(ア)事務の委託、機関等の共同設置

- ・特にプロモーション活動等の事業実施に関し、先進自治体への事務委託を行うことで、一体的かつ効率的な事務展開が期待できる。また、東京事務所などの機関等の共同設置により、特に小規模自治体について拠点確保が容易となる。
- ・実施内容等が受託側の自治体次第となるとともに、議決に基づく規約を要するため、迅速かつ柔軟な実施に支障ある場合がある。さらに、委託内容により、私法上の委託契約の方が相応となる場合があり得ることが課題として想定される。

(イ)任意の連携体制

- ・制度上の制約が少なく、組織体制や事業展開について、柔軟かつ迅速な実施及び変更が可能となる。
- ・参加者間の役割分担や責任体制が曖昧となる懸念がある。

ウ. 今後の方針

今後は、共同処理を行う場合における体制ごとの財政シミュレーションをはじめとしたメリット・デメリットの比較・検証や、モデル事業のいずれかについて試験的に運用することで、具体的な検証を進めることも一案である。